

## 不利益処分個別票

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3284）   |
| 処分課（担当）名             | 同上   |
| 処分の名称                | 解体業・破砕業の許可の取消し等  |
| 概要                   | 自動車リサイクル法における解体業者・破砕業者が同法の規定に違反したときは、許可の取消し等を行います。   |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条、第72条  |
| 処分基準                 | <p>次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</li> <li>2 不正の手段により第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）、第67条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を受けたとき。</li> <li>3 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第62条第1項第1号、第69条第1項第1号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。</li> <li>4 第62条第1項第2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</li> </ol> |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000022570.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000022570.html</a>  |
| 備考                   |  |